別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～十　（略）	（略）
十一　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第十三号から第十三号の四までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	（略）
十二　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（次号から第十三号の四までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	（略）
十三　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	十八万七千円
十三の二　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	二十七万円
十三の三　（略）	（略）
十三の四　（略）	（略）
十四～九十三　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十二号、第十三号の三及び第十三号の四	（略）
（略）	（略）

四　（略）

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～十　（略）	（略）
十一　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第十三号から第十三号の三までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	（略）
十二　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（次号から第十三号の三までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	（略）
十三　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験	十八万七千円
十三の二　（略）	（略）
十三の三　（略）	（略）
十四～九十三　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十二号、第十三号の二及び第十三号の三	（略）
（略）	（略）

四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。